

令和7年2月4日

行政視察活動記録

学校給食共同調理場施設整備特別委員会
委員長 真部 茂

年月日	令和7年1月29日（水）
場所 及び目的	香川県宇多津町 ・・・学校給食共同調理場の整備に係る取組について

年月日	令和7年1月29日（水）
相手方 及び目的	香川県宇多津町 視察のテーマ：学校給食共同調理場の整備に係る取組について
内容・ 結果等	<p>はじめに、宇多津町役場に隣接する保健センター会議室において、同町教育委員会の職員の方から宇多津町給食センターの整備及び維持運営に関する説明を受け、質疑応答を行い、その後、宇多津町学校給食センターに移動して施設の見学を行った。</p> <p>なお、当日は、宇多津町議会 宮本 隆 議長 及び 宇多津町 谷川 俊博 町長も同席され、同施設に関する紹介等をいただいた。</p> <p>『宇多津町学校給食センターは、築30年が経過し施設の老朽化や調理作業場の衛生管理面において支障をきたしたおり、新しい技術を導入した施設整備が必要で、PFI事業方式を導入することで、効率的な運営を図ると共にオール電化厨房を採用し、衛生管理による食中毒の防止、また中学校から保育所までの成長期の異なる子どもたちの発育段階に応じた献立や食物アレルギーを持つ子どもたちに対応した特定食の提供等安全・安心な学校給食の実現を図った。</p> <p>今後も、町の将来を担う子どもたちの健やかな成長に寄与するよう運営に万全を期していきたい。』 (宇多津町学校給食センターパンフレットより)</p> <p>1 宇多津町学校給食センターの概要 宇多津町教育委員会教育次長より、「学校給食共同調理場の整備に係る取組について」詳細な説明の後、事前質問に対する回答があり、質疑応答を行った。</p> <p>宇多津町学校給食センターは、2007年4月本格稼働、PFI事業を活用して、建設工事から管理運営までを民間企業5社によって取り組み現在に至っている。</p>

【出資企業】

四電工 40%、四国電力 20%、
合田工務店 20%、
四国技術コンサルタント 10%、
メフォス 10%



【主な事業体制】

宇多津給食サービス：P F I 事業特別目的会社（S P C）

社長兼S P C 総括責任者

内容・
結果等

↓	↓
メフォス（運營業務責任企業・食材含む） 給食調理、配送・回収を作業員 26 名で対応（アレルギー対応責任者 2 名含む）	四電工（維持管理業務責任企業） 維持・修繕業務を四電工・合田工務店にて対応



2 P F I 事業に係る質問事項への回答

① P F I 事業者による食材選定・食材調達のプロセス

【納入業者の選定】

年度当初に納入業者選定委員会において納入業者の選定を行い、運営委員会で承認を得る。

【食材調達】

栄養教諭が献立を作成し、献立委員会で承認したものを、P F I 事業者が調整後、納入業者へ食材を発注し、検収まで行う。

地産地消推進のための取組として

- ・使用する食材はできる限り地場産物を利用する
- ・香川県（農政課）が補助している「県産農水産物学校給食利用拡大事業」を活用する等の努力をしている。

内容・ 結果等	② 町の人員体制 について	<p>所長(1)兼務、給食センター総括 栄養教諭(1)兼務、献立作成・その他給食の管理 管理栄養士(1)兼務、保育所の献立作成 職員(1)兼務(常勤職員)給与関係事務 職員(1)兼務(会計年度任用職員)給与関係事務</p>
	③ P F I 事業者 による給食セ ンター施設を 利用した付帯 事業の有無	特にない。
	④ P F I 事業者 との災害時の 協力体制	明確に定めたものはない。
	⑤ 運営時のモニ タリング方法 と運営業務不 履行の際の措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・月ごとに業務報告(施設点検実施内容及び運営内容)の提出があり確認している。 ・財務状況については、年度ごとに会社法に基づく事業報告、計算関係書類(貸借対照表、損益計算書等)、キャッシュフロー計算書、監査役による監査報告書、官報の写しの提出があり確認している。 ・業務不履行についてはレベルが分かれるが、業務不履行となった原因を明らかにして改善計画を徴取し、当該改善計画に基づく対応状況を現地検査するという手順になる。業務不履行日は減額になる。
	⑥ P F I 事業の 事業期間終了 後について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間終了後の対応については、現在検討中である。 ・契約が長期に渡るため、リスクがある。 ・大規模改修は当初契約時に含む。金額は、物価上昇分を考慮した金額を上限とした。箇所についても、当初契約時におおむね定めてはいたが、予想であるため実情に合わせて金額の範囲を目途に優先順位をつけて決定した。その他、設備の老朽化等に伴う修繕は随時行っている。 ・修繕の負担(P F I 事業者か自治体か)については、事前の取り決め、緊急度のほか協議による。さらに、P F I の方式にもよると考える。

⑦ P F I の方式とリスク分担について	宇多津町給食センターの場合、P F I はB T O 方式をとっており、経費は3種類に分かれている。 ① 施設整備に関する経費 ② 施設・設備の保守管理に係る経費 ③ 食材調達を含む調理に関する経費				
⑧ 食物アレルギー対応の児童生徒数	宇多津町		さぬき市		
	対象者 (A)	在籍数 (B)	対象者 (A)	在籍数 (B)	
	保育所	5	90		
	幼稚園	2	44	2	127
	小学校	32	934	124	1,715
	中学校	13	462	66	954
	計	52	1,530	192	2,796
	率(A/B)	3.4%		6.9%	
宇多津町では、食物アレルギーに対応した特別食の供給がされている。					

4 所感

宇多津町学校給食センターは、竣工後18年間経過しても、適切な更新や修繕によって、施設設備や衛生環境もきれいな状態を維持していると感じた。

また、長期間の契約となるため、経費が当初の想定を上回りやすくなっており、大規模改修や設備更新等の負担割合、災害時の役割、食物アレルギーに対応した特別食の対象者数増加時の対応など、市とP F I 事業者の業務内容の責任の明確化の必要があることを再認識し、P F I 事業実施体制は非常に参考になった。今後の調査・研究に役立てていきたい。



備考

(参加者) 学校給食共同調理場施設整備特別委員会委員18名
 学校教育課1名、議会事務局2名 計21名